

庁舎の一本化へ

平成30年度から行政機能を集約します

▼問い合わせ先 総務課（合志庁舎）
☎（248）1112

どう変わるのか？

現在、市役所は合志庁舎と西合志庁舎に各課を配置した分庁方式となっています。熊本地震の経験から災害の際には市の職員が一体となって迅速かつ的確な行動を取る必要があり、庁舎の一本化が重要であると分かりました。それを踏まえて西合志庁舎の福祉部門・事業部門・教育部門の課を合志庁舎に集約することになりました。

行政機能を集約することで、各種手続きなどは、合志庁舎1カ所で済ませることができるようになります。

現在の西合志庁舎で手続きは出来ないの？

これまで西合志総合窓口課で行っていた住民異動届や戸籍届出、各種証明書発行業務などの手続きは引き続き行ないます。また、福祉部門の窓口業務については関係課と連携して対応していきます。

西合志庁舎はどうなるの？

西合志庁舎には西合志総合窓口課を

現在そのまま配置します。西合志庁舎は建築後36年が経過し、一部耐震補強の必要があるため、合志庁舎に各課を集約した後、改修を行なう予定です。西合志庁舎周辺には公共施設が集まっていますので、西合志庁舎と一体となった公共施設の有効活用を考えていきます。

次号は各課の業務内容をお知らせします。

合志庁舎と増築庁舎の工事風景



合志庁舎北側の増築工事は3月末までに完了し、4月2日から事業部門と教育部門が入ります。その後、合志庁舎一階の改修を行ない、5月7日から福祉部門が入ります。

空き家と空き地の有効利用

合志市空き家バンクを開設しました

▼問い合わせ先 交通防災課（合志庁舎）
☎（248）1555

空き家や空き地で困っていませんか

平成27年度に行なった空家実態調査によると、市内の空き家総数は約260戸と推計されています。さらに高齢化や住宅の老朽化に伴い、今後も空き家は増えていくと予想されます。

空き家が適切に管理されずに放置されると、強風や地震など災害時に倒壊の危険があり、ごみの不法投棄や放火・不審者の侵入など犯罪の温床となる場合もあります。

そこで、空き家や空き地の有効活用を通して、地域の活性化を図るために合志市空き家バンクを開設しました。

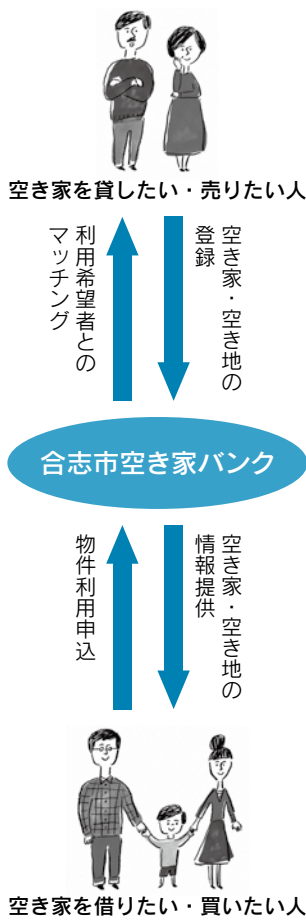
所有者と定住者をマッチング

空き家バンクとは空き家、空き地の賃貸と売却希望者が物件を登録し、定住・住み替えを希望する人に情報提供する制度です。市が委託した機関が空き家バンクを運営しているため、安心・安全です。空き家や空き地を保有して困っている人、合志市内に移住したいけどなかなか見つからない人などは、ぜひご相談ください。

相談先

株式会社こし未来研究所
（西合志庁舎 2階）
☎（2008）3731
<http://www.koshi-akiyabank.jp>

空き家バンクのサービス内容



変更したら忘れずに

国民年金の届け出をしましょう

▼問い合わせ先 健康づくり推進課

国保年金班（西合志庁舎）
☎（242）1183
熊本西年金事務所 ☎（353）0142

日本に住む20歳から59歳の全ての人には、年金制度へ加入しなければなりません。年金制度は次の3つに分けられます。

●第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、学生、無職の人など

●第2号被保険者

厚生年金に加入している会社員、公務員

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

会社勤めをしているときには厚生年金保険などに加入しますが（第2号被保険者）、退職すると60歳までは国民年金に加入します（第1号被保険者）。

届け出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届け出がなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

届け出が必要なとき	異動の内容
20歳になったとき （厚生年金加入者を除く）	第1号被保険者となります
退職したとき （厚生年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に当てはまる場合を除く）
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります



傍聴してみませんか

中学生と議会の懇談会

市内中学生と懇談会形式で開催します。

中学生と市議会議員が直接対話することで議会を身近に感じてもらうとともに、中学生の柔軟な意見やアイデアを今後の市政に生かしていきたいと考えています。

議会はどなたでも傍聴できます。なお人数に限りがありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

- とき 1月31日(水) 午後3時30分～4時45分（予定）
- ところ 合志庁舎3階 議場



議会議員研修の様子

●問い合わせ先

議会事務局（合志庁舎） ☎248 - 2038

要介護認定を受けている65歳以上の人へ

障害者控除対象者認定書を交付します

要介護認定を受けている65歳以上の人で、一定の基準に当てはまると市が認定した人に、所得税・住民税の障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※すでに障害者手帳をお持ちの人は、認定書の交付を受ける必要はありません。

●手続き

- ・高齢者支援課、市民課（合志庁舎）、各支所にある申請書を提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードもできます。
- ・申請者は本人と家族に限ります。本人の介護保険証と認め印、申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ちください。

●注意事項

- ・平成29年12月31日現在で、本市に住所がある人が交付対象となります。認定書は平成29年分の申告に限り有効です。
- ・認定書は1月15日(月)から交付します。
- ・この認定書は障がい者としてのサービスが受けられる証明書ではありません。

●問い合わせ先

高齢者支援課 高齢者保険班（西合志庁舎）
☎242 - 1109